

## 鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、令和元年台風第15号（以下「台風」という。）による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、台風により被災した町内の住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う者に対し、予算の範囲内で、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年6月1日鋸南町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 台風により屋根又は外壁等が被災した町内に存する住宅であって、町が交付した罹災証明書の判定結果が半壊（既に応急修理を受けたものを除く。）又は一部損壊であるものをいう。
- 二 修繕工事 屋根又は外壁等を修繕する工事及びこれに附帯する工事をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、現に自己が居住する住宅の修繕工事を行う者とする。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 住宅の修繕工事（令和元年9月9日以降に着手したものであり、第6条の規定による交付申請書の提出時点で既に修繕工事が完了しているものを含む。以下同じ。）であること。
- 二 修繕工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下、同じとする。）が20万円以上（住宅のうち、長屋、共同住宅又は店舗、事務所等と併用するものにあつては、自己が居住する部分の修繕工事に要する費用が20万円以上）の工事であること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅の修繕工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の10分の2の額又は50万円のいずれか低い額（当該住宅につき、一部損壊に係る応急修理を受けた場合にあつては、当該額から当該応急修理に要した費用を除いた額）とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、世帯ごとにつき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 一 資力に関する申出書(様式第2-1号)
- 二 修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真
- 三 修繕工事の見積書の写し(様式第3-1号又は3-2号)
- 四 罹災証明書の写し
- 五 その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定し、鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象工事の完了後、速やかに鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 一 修繕工事に要した費用に係る契約書及び領収書の写し
- 二 修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真
- 三 その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第17条の規定による交付の決定の取消しに係る通知は、鋸南町被災住宅

修繕緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付金の返還の通知）

第12条 規則第18条の規定による補助金の返還命令に係る通知は、鋸南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金補助金返還命令書（様式第9号）により行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行し、同年9月9日から適用する。

